

病気保険 基本補償



割引率
30%

補償内容 病気による入院・手術・退院後の通院*等を補償します。*8E、8I、8Hプランのみ

被保険者ごとに、いずれかひとつのプランに加入いただけます。(複数プランの加入はできません)

被保険者になれる方：退職者本人・そのご家族* (ご家族もお一人ずつお申込みが必要です)
*家族の範囲は11ページ(Q1)をご確認ください。

下表は1口ご加入の場合の保険金額です。2口ご加入の場合は、※の保険金を除き、お支払いする保険金の額が2倍となります。

加入限度口数	2口	8E	8I	8H	8F
疾病入院保険金日額		5,000円	5,000円	3,000円	3,000円
病気で入院した日から1,095日以内 1,095日限度					
疾病手術保険金		入院中の手術：疾病入院保険金日額の20倍 入院中以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍			
疾病手術費用保険金額		2026年度より廃止			
疾病放射線治療保険金		疾病入院保険金日額の10倍			
疾病入院時一時金額		5万円	5万円	5万円	5万円
疾病長期入院時保険金額*		10万円(入院90日ごと) ※2口お申込みの場合も10万円			
疾病退院時一時金額		5万円	-	-	-
疾病通院保険金日額		3,000円	3,000円	3,000円	-
退院した日の翌日から180日以内 30日限度					
葬祭費用保険金額		150万円	-	-	-

		半年払保険料							
プラン		8E		8I		8H		8F	
加入口数		1口	2口	1口	2口	1口	2口	1口	2口
2026.4.21 時点の年令 【年令別】 半年払保険料	生後15日以上~4才	5,090円	10,120円	4,120円	8,190円	2,890円	5,740円	2,790円	5,530円
	5~9才	3,340円	6,640円	3,150円	6,260円	2,230円	4,410円	2,150円	4,250円
	10~14才	1,760円	3,500円	1,610円	3,200円	1,170円	2,320円	1,130円	2,240円
	15~19才	1,960円	3,890円	1,630円	3,250円	1,150円	2,280円	1,110円	2,190円
	20~24才	3,010円	6,020円	2,620円	5,240円	1,810円	3,610円	1,750円	3,480円
	25~29才	4,370円	8,720円	3,930円	7,820円	2,690円	5,340円	2,580円	5,130円
	30~34才	5,920円	11,790円	5,320円	10,590円	3,640円	7,220円	3,490円	6,930円
	35~39才	6,350円	12,670円	5,550円	11,070円	3,800円	7,590円	3,600円	7,180円
	40~44才	6,880円	13,700円	5,660円	11,260円	3,900円	7,750円	3,610円	7,170円
	45~49才	9,070円	18,060円	7,100円	14,110円	4,880円	9,680円	4,410円	8,750円
	50~54才	12,750円	25,370円	9,560円	19,000円	6,570円	13,000円	5,810円	11,490円
	55~59才	18,130円	36,080円	13,340円	26,490円	9,080円	17,960円	8,070円	15,940円
	60~64才	27,450円	54,580円	19,650円	38,970円	13,310円	26,300円	11,880円	23,440円
65~69才	43,140円	85,730円	30,390円	60,230円	20,460円	40,370円	18,370円	36,190円	
70~74才	65,370円	129,800円	45,160円	89,390円	30,420円	59,920円	26,830円	52,750円	
75~79才	106,710円	211,480円	72,500円	143,050円	48,250円	94,560円	42,790円	83,640円	

！ご注意点

疾病退院時一時金	疾病入院の状態が14日以上継続した後に生存して退院された場合、または疾病入院の状態が365日を超えた場合にお支払いします。
告知に該当する場合のお引受けについて	「病気保険」では、新たに申し込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。質問事項にご回答ください。質問のご回答がいずれも「いいえ」の場合、お引受けします。

●継続加入いただいているお客さまで、「特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方」は、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。詳細はP44~P45を必ずご確認ください。

病気保険 オプション

病気保険の基本補償をお申込みの方のみご加入いただけます。

ご加入対象	申込書	記入例	留意点
退職者本人および家族	P2参照	別紙	P15~P20

＋先進医療費用保険金

被保険者になれる方：退職者本人・そのご家族 病気保険(基本補償)ご加入の方お一人ずつのお申込みが必要です。

加入限度口数	1口	S
先進医療費用保険金額		1,000万円
半年払保険料		310円

先進医療費用保険金

ケガや病気のため、国内で先進医療を受けた場合に負担する費用を実費で補償します。(技術料に加え、交通費・宿泊費も補償)

【先進医療の例】

最先端の医療 先進医療
先進医療にかかる費用は全額自己負担です。

重粒子線治療	約314万円
陽子線治療	約266万円

厚生労働省「第127回先進医療会議」資料の「令和5年度先進医療技術の実績報告等について【先進医療A】」を元に引受保険会社にて試算

先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページをご確認ください。

＋親介護一時金

特約被保険者になれる方：病気保険(基本補償)の被保険者本人の親(姻族含む)

*下表は1口ご加入の場合の保険金額・保険料です。

加入限度口数	3口	K2
特約区分		1一時金
親介護一時金額		100万円
フランチャイズ期間：30日	要介護2以上	

2026.4.21時点の特約被保険者の年令	【親の年令別】半年払保険料
20~24才	40円
25~29才	40円
30~34才	40円
35~39才	40円
40~44才	40円
45~49才	90円
50~54才	210円
55~59才	490円
60~64才	1,110円
65~69才	2,620円
70~74才	5,930円
75~79才	13,210円
80~84才	34,180円
85~89才	69,010円

Kプラン(要介護3以上)の保険料は同封の「Kプランご加入の皆さまへ」をご確認ください。
介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

＋本人介護一時金

被保険者になれる方：退職者本人・そのご家族 病気保険(基本補償)ご加入の方お一人ずつのお申込みが必要です。

*下表は1口ご加入の場合の保険金額・保険料です。

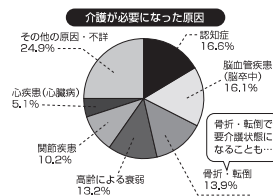
加入限度口数	3口	Z
介護一時金(本人介護)		100万円
フランチャイズ期間：30日	要介護2以上	

2026.4.21時点の年令	【年令別】半年払保険料
生後15日以上~4才	40円
5~9才	40円
10~14才	40円
15~19才	40円
20~24才	40円
25~29才	40円
30~34才	40円
35~39才	40円
40~44才	40円
45~49才	90円
50~54才	210円
55~59才	490円
60~64才	1,110円
65~69才	2,620円
70~74才	5,930円
75~79才	13,210円

介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

■要介護になる原因は？

介護が必要となった主な原因のトップ3は、「認知症」「脳血管疾患(脳卒中)」「骨折・転倒」であり、突然、要介護状態になることもあります。原因は加齢によるものだけではなく、



厚生労働省「国民生活基礎調査」/ 2022年から作成

団体総合生活補償保険（標準型）
日常生活賠償特約・受託物賠償責任補償特約・携行品損害補償特約

賠償保険・携行品保険

割引率
30%

ご加入対象	申込書	記入例(ページ)	留意点(ページ)
退職者本人*	P.2参照	別紙	P.21~P.23

*賠償対象は自動対象 携行品対象は別紙参照

賠償保険

補償内容

他人の身体・財物に損害を与えるなどとして、法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償します。

被保険者になれる方：退職者本人のみ

※退職者本人1名のご加入でご家族も補償対象となります。(傷害死亡・後遺障害保険金を除く)

	5F
日常生活賠償保険金額	1億円
国内示談交渉サービス付	
受託物賠償責任保険金額	10万円
免責金額：5,000円	
傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円
事故発生日から180日以内	
※退職者本人のみ対象	
半年払保険料	1,160円

！ご注意点

対象地域	「日常生活賠償」「傷害死亡・後遺障害」は国内外補償（日常生活賠償は一部国内のみ補償 ^(注) ）、「受託物賠償」は国内で借りたもののみ国内外で補償 ^(注) します。なお、「日常生活賠償」の示談交渉サービスは国内のみ対象となります。 (注)詳細はP.21、P.22をご参照ください。
日常生活賠償でお支払対象となる事故	退職者本人が日常お住まいの住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故（単身赴任の場合は、単身赴任先とご自宅の両方が対象となります。）、または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故が対象です。（仕事上の損害賠償責任は対象外です）
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による傷害死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。

退職者本人1名のご加入で自動的にご家族*を補償！

傷害死亡・後遺障害保険金は、退職者本人のみ補償対象です。
※家族の範囲は11ページ<Q3>をご確認ください。

日常生活賠償保険金については、同様の保険契約がある場合は補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

このような場合に役立ちます！

自転車リスクに備えて！



自転車で乗っていて他人にぶつかり、ケガをさせてしまった。



他人から借りたビデオカメラを落として壊してしまった。



洗濯機の水を過ぎて溢れさせ、階下の他人の家具を汚してしまいました。



デパートの高額商品を落として壊してしまった。

携行品保険

補償内容

外出先での携行品に発生した破損・盗難等の損害を補償します。

いずれかひとつのプランに加入できます。(複数プランの加入はできません。)

被保険者になれる方：退職者本人のみ

	10F	10G
携行品損害保険金額	30万円	30万円
免責金額：3,000円		
傷害死亡・後遺障害保険金額	50万円	50万円
事故発生日から180日以内		
半年払保険料	1,010円	2,020円

*家族の範囲は11ページ<Q3>をご確認ください。
(注)携行品損害保険金の損害の額は1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。

！ご注意点

携行品とは	住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品となります。保険金のお支払額や補償対象外となる主な「携行品」など必ずP.23、P.30をご参照ください。
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による傷害死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。
修理不能の場合	修理できない場合、または修理代が再調達価額を超えた場合は、再調達価額を損害の額とします。
免責金額	免責金額（自己負担額）は1回の事故につき3,000円となります。
支払限度額	損害の額は1個、1組または1対のものに対して10万円が限度となり、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。なお、保険期間通算で30万円が限度となります。

携行品に発生した破損・盗難等の損害を国内外問わず補償！

このような場合に役立ちます！



自分のカメラを落としてしまい、壊してしまいました。



旅行中に持っていたカバンを盗まれてしまいました。
[盗難の場合は警察への届出が必要となります。]

6F：団体総合生活補償保険（標準型）、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
6F以外：団体総合生活補償保険、ゴルフター賠償責任保険特約
ゴルフター傷害補償特約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

ゴルフター向け保険

割引率
30%

ご加入対象	申込書	記入例(ページ)	留意点(ページ)
6F 本人	P.2参照	別紙	P.24~P.29

ゴルフター向け保険

補償内容

ゴルフプレー中のさまざまな事故やホールインワン・アルバトロス達成時の諸費用を補償します。

このような場合に役立ちます！



プレー中にキャディーの指示によらず打ったため、第三者に損害を与えてしまった。(6F以外)



ゴルフプレー中にケガをしてしまった。



ゴルフ場等でゴルフ用品に損害を被ってしまった。(6F以外)



国内でホールインワンまたはアルバトロスを達成した。(*)

- (*)日本国内の9ホール以上を有する有料のゴルフ場でのプレー中に限ります。
●原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
●ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細はP.27～29をご参照ください。
①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

被保険者ごとに、いずれかひとつのプランに加入できます。(複数プランの加入はできません。)

被保険者になれる方：6F以外⇒本人・そのご家族（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）6F⇒本人のみ

補償対象者	6E				6D				6A				6B				6F																															
	本人・そのご家族								本人																																							
ゴルフター賠償責任保険金額	2億円								1億円								1億円								5,000万円				-																			
傷害死亡・後遺障害保険金額	1,000万円								980万円								530万円								330万円				50万円																			
事故発生日から180日以内																																																
傷害入院保険金日額	15,000円								14,700円								7,950円								4,950円				-																			
事故発生日から180日以内 180日限度																																																
傷害通院保険金日額	10,000円								9,800円								5,300円								3,300円				-																			
事故発生日から180日以内 90日限度																																																
傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍																入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍																-															
事故発生日から180日以内																																																
ゴルフ用品保険金額	54万円								40万円								27万円								12万円				-																			
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	100万円								50万円								35万円								20万円				70万円																			
半年払保険料	8,180円								5,230円								3,460円								2,000円				3,800円																			

！ご注意点

傷害保険金	6E、6D、6A、6B：ゴルフ中のケガのみ補償対象となります。 6F：傷害死亡・後遺障害は24時間(ゴルフ中以外も)補償となります。入院、通院、手術の補償はありません。
ホールインワン・アルバトロス達成地域	「ホールインワン・アルバトロス費用補償」は日本国内で達成された場合にのみ補償されます。
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガはお支払いの対象外です。

【補償の重複について】

賠償保険、ケガ保険、携行品保険とゴルフター向け保険では、補償の一部が重複する場合があります。下記の比較表を参考に、加入セットをお選びください。また、自動車保険や火災保険の賠償特約をセットされている場合、補償が重複しますので、ご注意ください。(補償が重複した場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。)

保険種類	地域		特 徴	保険金の種類	地域		特 徴
	国内	海外			国内	海外	
賠償保険	○	△	日常生活（ゴルフ中含む）において損害賠償責任を負った場合	ゴルフター賠償責任補償	○	○	ゴルフの練習、競技または指導中の事故により損害賠償責任を負った場合
ケガ保険	○	○	日常生活（ゴルフ中を含む）のケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償	ゴルフター傷害補償	○	○	ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でのゴルフの練習、競技または指導中のケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償（6Fは日常生活のケガによる死亡・後遺障害のみ）
携行品保険	○	○	日常生活において発生した盗難・破損・火災などにより携行品（ゴルフ用品含む）に損害が発生した場合	ゴルフ用品補償	○	○	ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でのゴルフ用品の盗難・ゴルフクラブの破損・曲損が発生した場合
ホールインワン・アルバトロス費用(6F)	○	×	国内で達成したホールインワンまたはアルバトロスの達成祝賀会費用などを補償	ホールインワン・アルバトロス費用(6E、6D、6A、6B)	○	×	国内で達成したホールインワンまたはアルバトロスの達成祝賀会費用などを補償

●詳細はP.13～29をご覧ください。

—10—

団体損害保険 Q & A

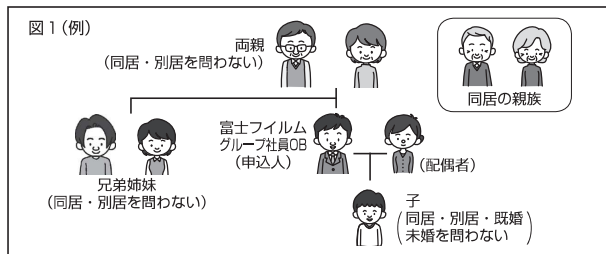
皆さんからよくある疑問・質問をまとめました！



加入の可否

<Q1> ケガ保険、病気保険、ゴルフ向け保険(6E・6D・6A・6B)において家族はどこまで被保険者本人になれるのか？

A1 家族のうち被保険者本人になれる範囲は、配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および社員OB本人と同居している親族です。(図1)



<Q2> 子どもが結婚しましたが、引き続き加入できますか？

A2 ご加入いただけます。結婚によって姓が変わっている場合は、加入申込票に打ち出してある旧姓を訂正(カタカナ記入)し、訂正署名のうえ、提出してください。

<Q3> 賠償保険、携行品保険の10Gプランで補償される家族の範囲はどこまでですか？

A3 本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者の別居の未婚の子が補償対象となります。なお、賠償保険の傷害死亡・後遺障害保険金は被保険者本人のみが補償対象となります。詳細はP33 重要事項のご説明をご覧ください。

健康に関する告知

<Q4> 健康に関する告知の回答に「はい」となる項目が1つでもあると、新規加入、補償の増額・追加はできないのですか？

A4 質問項目のいずれかが「はい」の場合、お引受けできません。

詳細については、P44～P48をご確認ください。

*ご加入をお引受けした場合でも、加入時に発病していた病気を原因とする保険金請求については補償対象外となったり、増額前の加入内容でのお支払いとなる場合があります。

なお、『賠償保険・携行品保険・ゴルフ向け保険・ケガ保険』は告知の必要はありません。

<Q5> 一度補償を解約すると、再加入はできないのですか？

A5 再加入時に健康に関する告知へご回答いただき、いずれの質問も「いいえ」の場合、お引受けします。

*再加入の補償は「新規加入」の取扱いとなり、新規加入日以前に発病していた病気を原因とする保険金請求については補償対象外となる場合があります。

なお、『賠償保険・携行品保険・ゴルフ向け保険・ケガ保険』は告知の必要はなく、再加入は可能です。

<Q6> 現在、特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件で加入していますが、過去の病気が完治し、かなりの年数が経過しています。補償してもらえないのでしょうか？

A6 継続時に「健康状況告知書質問事項」に該当しない方は、再度「健康状況告知書質問事項」にご回答いただくことにより、該当の「特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件」を削除して継続加入いただけます。ただし、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は発病時点の保険契約の条件で判断することがございます。

変更・脱退

<Q7> 保険期間の途中で補償の追加、変更や脱退はできますか？

A7 団体保険制度の運営上、保険期間途中での補償の追加・変更・脱退はできません。これまで同様、一斉募集期間にお手続きいただけますようお願いいたします。

補償内容

<Q8> 「ケガ」とはどのようなものをいうのでしょうか？

A8 ケガとは「急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害」をいいます。たとえば、パソコン入力作業に伴う腱鞘炎、騒音の中での労働に伴う難聴、ゴルフ・テニスなどのスポーツを繰り返すことに伴う疲労骨折、関節炎、靴ずれ、しもやけ、加齢による関節症・ヘルニアなどは上記要素を満たさないため、ケガに該当しません。詳しくはP31の「※印の用語のご説明」をご覧ください。

<Q9> 帝王切開をして出産をしたのですが補償の対象となりますか？

A9 異常妊娠、異常分娩または産じょ期の異常の場合は、「病気保険」の対象となります。詳しくはP15をご覧ください。

<Q10> 病気の「発病日」はどのように考えるのでしょうか？

A10 病名を確定診断された日ではなく、入院・手術・先進医療による治療、自宅療養などの原因となった病気(「医学上因果関係がある病気」も含みます)を実際に医師が診察した日(＝初診日)となります。健康診断や人間ドックでの異常指摘を契機として治療を開始した場合は、判定結果とその後の治療の一連性を確認したうえで、健康診断や人間ドックの受診日を発病日とすることがあります。

<Q11> 内視鏡による大腸ポリプの切除術をしました。入院はしていませんが、対象となりますか？

A11 病気の手術の場合は入院していなくても対象となります。ただし、検査目的(生検)であれば対象となりません。

<Q12> 胃がんで入院・手術し、保険金請求しましたが、1年後に再発し、再入院することとなりました。補償されますか？

A12 入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を超えているため、「1回の疾病入院」にあたりません。よって、再発が判明した日(発病日)時点のご加入内容に基づき、保険金をお支払いします。

<Q13> 「病気保険」で精神的な病気も補償されますか？

A13 「病気保険」(葬祭費用保険金を除く)は、「特定精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害は補償対象です。詳細については、P15～20の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。

<Q14> 『携行品保険 10F』に加入。配偶者の所有物を携行中に壊してしまいましたが、対象となりますか？

A14 被保険者本人の所有物でないため補償対象になりません。同様に「他人から借りたもの」なども被保険者の所有物でないため、補償対象になりません。

<Q15> 携行品保険でスマートフォンや携帯音楽プレーヤー、タブレットの破損は補償されますか？

A15 スマートフォン：対象外(携帯式通信機器にあたるため)
携帯音楽プレーヤー：対象(音楽機器にあたるため)
タブレット：対象外(携帯式電子事務機器にあたるため)

<Q16> 「ゴルフ向け保険 6E」に加入。プレー中にゴルフクラブが折れてしまったのですが、補償されますか？

A16 はい、補償対象です。ただし、ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損は補償対象外となります。

その他

<Q17> 団体損害保険は年末調整や個人の確定申告の保険料控除の対象になりますか？

A17 「病気保険」(葬祭費用保険金は除きます)が生命保険料控除の対象です。生命保険料控除証明書は保険開始にあわせて発送される加入者証にセットして送付されます。

<Q18> 保険は4月21日(午後4時)開始ですが、保険料の振替はいつからですか？

A18 第一回目が6月24日で、第二回目が12月23日です。